

危機管理対策の検討について（提案）

2008年4月4日  
委員 中川芳江

整備計画作成の為に、危機管理対策について委員会での検討が必要かつ重要と考えますので、具体的な検討イメージについて提案します。

1、検討の必要性

提言書（平成18年8月）・基本方針原案審議：危機管理対策の方向性のみ  
対策の具体についての検討：多くが未着手のまま

2、検討成果の最終目標

整備計画に記載すべき具体的な危機管理対策

3、メンバー

委員、河川管理者、委員会事務局、事務局コンサルタント  
県の防災関連部署、流域自治体の防災関連部署  
その他、必要に応じて随時外部識者の招聘

4、進め方

委員会の正式な検討組織（例えば、ワーキングチーム）として位置付ける  
研究会形式で、実質的な協議を進める（事務局の提示原案で議論するものではない）  
開始数回は、県・市の防災計画の共有、防災・減災手法の事例や方策の共有を進め（勉強会形式）、その後議論を進める。

5、検討の狙い

県・市の各防災計画と河川整備計画のギャップを埋め、基本方針で示された目標を達成するための方策を検討する。従って、検討過程では、河川管理者の所掌を超える範囲も見渡す必要がある。

武庫川にかかる危機管理対策として必要な事柄は、最終的には、河川整備計画および県・市の防災計画に位置付けられなければならない。

6、組織横断的参加によるメリット

河川管理者としての検討に限界がある事象についても、他部署との協働による総合的な対策が検討できる。（実績：総合治水WT）

7、留意事項

検討の先送りは不可。

整備計画におけるダムの有無の関わりなく（ダムの有無に振りまわされず）、しっかり腰を落ち着けて検討する必要がある。

最終的には、整備計画での計画規模をシミュレートした整理は必要であるが、計画規模が定まらなければ検討できないものではない。

危機管理対策は、河川管理者独りで実効のあげられるものではない。流域自治体および流域圏住民の参画と協働によって始めて、実効が得られる。危機管理対策は委員会でも議論すべき最も重要な事項の一つと考える。